

議案第 号

公の施設（宝塚市立温泉利用施設）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 公 の 施 設 の 名 称 宝塚市立温泉利用施設
- 2 指定管理者となる団体 神戸市中央区加納町3丁目10番12号
株式会社 l i n k w o r k s
代表取締役 廣 瀬 琢 也
- 3 指 定 の 期 間 令和4年（2022年）7月1日から
令和6年（2024年）6月30日まで

議案第 号

公の施設（宝塚市立温泉利用施設）の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2第1項～第5項 （略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

宝塚市立温泉利用施設指定管理者の候補者選定について

1 指定管理者候補者

団 体 名 株式会社 l i n k w o r k s
代 表 者 代表取締役 廣瀬 琢也
所 在 地 神戸市中央区加納町 3 丁目 10 番 12 号

2 指定期間

令和 4 年（2022 年）7 月 1 日から令和 6 年（2024 年）6 月 30 日まで

3 候補者選定までの経過

- (1) 第 1 回選定委員会 令和 3 年（2021 年）11 月 10 日（水）
（募集要項・業務の概要・選定基準・応募者の指名等の決定）
- (2) 指定管理者指定申請期間 令和 3 年（2021 年）11 月 15 日（月）～12 月 10 日（金）
- (3) 指定管理者指定申請書受理 令和 3 年（2021 年）12 月 10 日（金）
- (4) 第 2 回選定委員会 令和 3 年（2021 年）12 月 27 日（月）
（書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者選定）

4 市が候補者を指名した理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言等により温浴施設やスポーツジムの運営が制限され、赤字経営が続くなか、指定管理料の大幅な積み増しがなければ、民間事業者の応募が難しく、加えて、指定管理期間の 2 年間に於いて、新規参入事業者が新たな設備投資額の回収が見込めない中での運営は、経営リスクが高まり、結果として利用料の増額など市民サービスの低下を招きかねないとの考えから、既に設備投資を終え、平成 27 年（2015 年）から現在に至るまで施設を運営している現指定管理者を候補者として指名し、申請を募ることが望ましいと判断したため。

5 選定委員会における審査

(1) 選定委員会委員

委員長	吉兼 秀夫（京都外国語大学 特任教授）
委員長代理	和田 聡子（大阪学院大学 教授）
委員	越智 彰（税理士）
委員	小早川 優（宝塚温泉旅館組合 組合長）
委員	矢部 美紗（市民公募）

(2) 評価方法

評価項目（15 項目）と配点（120 点満点）を設定し、提出された申請書および応募者プレゼンテーションの内容を審査し、各項目を 5 段階で評価することとした。

選定に際しては、委員 5 名の評価点を合計して 600 点満点とし、360 点（60%）を必要最低点と定めて審議することとした。

審査の結果、各委員の評価点および合計点が必要最低点を上回ったため、指定管理者の候補者としてふさわしいかどうかを意見交換の上、候補者として選定した。

(3) 選定委員会における評価結果

評価点（600 点満点中）444 点（74%）

(4) 選定理由

ア 申請者は、「フィットネス+温泉」という施設の特性を生かした運営により、利用者を着実に伸ばしてきた実績がある。平成 27 年から現在に至るまでの、指定管理者としての豊富な経験は、次期指定管理期間の運営を任せるうえでも信頼に値する。

イ 申請者は、宝塚市や当該施設に対する思い入れが強く、地域の発展と温泉文化の継承にも意欲的に取り組んでいる。

ウ 財務状況については、コロナ禍により一時的に落ち込んではいるものの、グループ企業全体で補い合うなど、今後も継続して管理運営を行う能力がある。

6 今後の予定

市議会にて指定の議決を受けた後、以下のスケジュールで業務の開始に向けて準備を進める。

令和 4 年（2022 年）3 月上旬 指定管理者を指定する告示

指定管理者指定の通知

令和 4 年（2022 年）7 月 1 日 基本協定・年度協定締結

新たな指定期間における管理運営の開始

宝塚市立温泉利用施設 指定管理者選定委員会採点集計表

評価項目	採点項目	配点 (120)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	
1. 公平性	利用対象者の平等な利用が確保されていること							
【配点 20 点】	設置目的が達成されるものであること	10	10	8	8	10	8	
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	10	8	8	8	4	
2. 効果性	施設の効用を最大限発揮でき、サービスの向上が図られること							
【配点 20 点】	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)である	10	8	8	6	8	6	
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っている	10	10	6	8	8	4	
3. 効率性	管理運営経費の縮減等							
【配点 20 点】	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	6	6	6	8	8	
	適正な収支計画がなされているか	10	8	6	6	8	8	
4. 管理運営能力	施設の安定した管理運営							
【配点 25 点】	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	5	4	4	4	5	
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	4	3	3	4	4	
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	3	3	2	3	4	
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	3	3	3	4	4	
	当該施設または類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	4	4	4	5	5	
5. 維持管理能力	施設の適切な維持管理							
【配点 15 点】	災害、その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	6	8	6	8	8	
	施設の維持管理の範囲が適性でその体制が明確にされ、安全安心な施設管理ができるか	5	4	3	3	4	4	
6. 特殊性	施設の特異性							
【配点 20 点】	施設の特異性を生かした管理・運営の方針になっている	10	8	8	8	8	6	
	市民や地域との連携を考慮している	10	8	6	8	8	4	
総得点		120	97	84	83	98	82	444
			81%	70%	69%	82%	68%	74%

(参考様式 2)

法人の活動概要

令和 3 年 12 月 10 日現在

項 目	内 容			
法人名称	株式会社 linkworks			
代表者役職・氏名	役職名	代表取締役	氏名	廣瀬 琢也
所在地	兵庫県神戸市中央区京町 79 番地 日本ビルヂング 704			
設立年月日	平成 16 年 4 月 12 日			
資本金(千円)	16,000 (千円)			
会計年度	3 月 1 日 ~ 2 月 28 日			
役員構成・氏名	役職名	代表取締役	氏名	廣瀬 琢也
	役職名	取締役会長	氏名	
	役職名	取締役	氏名	
	役職名	取締役	氏名	
	役職名	取締役	氏名	
従業員総数	488 人 (正社員 70 名、アルバイト・パート 418 名)			

有資格者の種類、経歴等

	資格名称	発給元	資格者数
フィットネス系	健康運動指導士	公財:健康体力づくり事業財団	7名
	健康運動実践指導者		35名
	ジュニアスポーツ指導員	公財:日本体育協会	5名
	公認スポーツ指導員		3名
	体力テスト判定員		2名
	AFAA-RT・PFTトレーナー	全米エアロビクス・フィットネス協会	2名
	AFAAプライマリーフィットネスインストラクター		2名
	Attain-yoga認定インストラクター	エルスポーツ(株)	4名
水泳指導系	水泳上級教師	公財:日本体育協会	5名
	水泳教師		7名
	水泳上級指導員		8名
	水泳指導員		23名
	基礎水泳指導員	公財:日本体育施設協会	16名
	公認競技役員		19名
	水泳指導管理士		4名
	AFAA AQUA		2名
安全系	普通救命講習普及員	消防署	2名
	普通救命講習Ⅰ		483名
	水上安全法指導員	日本赤十字社	2名
	水上安全法救助員		47名
	救急法救急員		2名
	AEDインストラクター		3名

管理・業務系	甲種防火管理者	消防署	20名
	危険物取扱者		5名
	プール衛生管理者	公社:日本プールアメニティ協会	21名
	プール施設管理士		5名
	警備員指導教育責任者	兵庫県公安委員会	2名
	施設警備業務2級		5名
	国内旅行業務取扱管理者	観光庁	2名
	潜水士	公財:安全衛生技術試験協会	4名
	1級船舶		5名
	2級船舶	国土交通省	8名
	特殊船舶		4名
	ダイビングインストラクター	PADI/NAUI	10名
	作業療法士		1名
	管理栄養士	厚生労働省	1名
	栄養士		4名
	保育士	厚生労働省	13名
	教員免許	文部科学省	8名

経営理念 及び方針	経営理念 私たちの使命・・・ Q.O.L. (Quality of Life) の向上 “Life”には3つの「生命」「生活」「人生」の3つの意味があります。 私たちはこれら“Life”の質を高めていくことが使命と考えます。 私たちの目指すもの・・・ 「つながりを生み出せる企業」 人・健康・自然・環境、そして、仕事・社会・お金などは、すべては密接に関係を持ち存在しています。 私たちは、そのような多くの事柄に「気づき」「行動を起こし」「作り出す」ことのできる、“link”（つながり）を生み出す “works”（集団）を目指します。 私たちの行動指針・・・ 1. 「創意工夫の涵養と気力を充実させよう」 すぐれた技術やアイデアもいずれは、陳腐化する。常に目標に向かって努力する。また、その努力の中に工夫を凝らすことを常に忘れないようにしよう。 2. 「人と人との交わりを大切にしていこう」 仕事を通して出会うすべての人たちと、思いやりをもって、親しく交わり、ともに Q.O.L.が向上することを目指すうえで、ともに生ける世界を築いていこう。 3. 合理化に努め利益を生みだそう 企業とは社会的経済活動をしている集団です。得られた利益を社会に還元してこそ存在価値がある。常に経営のバランス（収支）を念頭において行動しよう。 4. 心のこもったサービスをつくそう ボランティアな気持ちこそをサービスと考え、“an action that benefits someone”（誰かの役に立つような行為）“an effort made to help a person”（人の助けになるような努力）を思っているだけでない具体的な行動と努力でつくしていこう。

沿革	平成 16 年 4 月 12 日 有限会社 linkworks 設立 平成 19 年 4 月 1 日 株式会社 linkworks へ商号変更 平成 25 年 4 月 1 日 有限会社マーメイドを吸収合併
組織図	株式会社linkworks運営組織図 令和 3 年 12 月 1 日 現在 <pre> graph TD A[株主総会] --> B[取締役会] B --> C[代表取締役] C --> D[直営店舗事業部 直営店舗サポート] C --> E[指定管理受託事業部 指定管理受託店舗サポート] C --> F[本社・品管・業務管理部] D --> D1[TRIAXIS 甲南山手] D --> D2[TRIAXIS 宝塚] D --> D3[TRIAXIS 夙川] D --> D4[TRIAXIS 明石S] D --> D5[TRIAXIS 七軒橋岡 センター] D --> D6[L-Dive] D --> D7[兵庫県 加古郡 播磨町 豊南文化事業所リンクサポート] D --> D8[TRIAXIS 大阪ベイ] D --> D9[TRIAXIS 東住吉] D --> D10[TRIAXIS 豊中] D --> D11[TRIAXIS 千里ミリカ] D --> D12[神戸セミナーハウス] D --> D13[ひわ湖青少年の家] E --> E1[兵庫県 宝塚市 ナチュラルスパ宝塚] E --> E2[兵庫県 加古郡 播磨町 健康いきいきセンター] E --> E3[滋賀県 愛知郡 愛荘町 ラホール翠荘健康プール] E --> E4[愛知県 刈谷市 ウォーターバレスKC] E --> E5[愛知県 丹羽郡 大口町 健康文化センター] E --> E6[滋賀県 大津市 にあの浜ふれあいスポーツセンター] E --> E7[滋賀県 大津市 比良げんき村] E --> E8[愛知県 小牧市 まなび館健康スポーツセンター] E --> E9[愛知県 大府市 東部知多温水プール] F --> F1[神戸本社] F --> F2[総務・営業部門] F --> F3[人事部門] F --> F4[経理・財務部門] F --> F5[Web/メール] F --> F6[警備業部門] F --> F7[品管・業務管理部門] F --> F8[旅行業務部門] G[新規店舗 開業サポート] --> H[受託・指定管理 店舗開発部] </pre>
目的	【直営店舗事業部】 利用者様の Q.O.L. (Quality of Life) の向上を目的とし幼児から高齢者を含む全世代にわたり対応できるプログラムを施設内だけでなく活動拠点を含め自社開発し展開。代表的な自社プログラムとしては、水に関わるプログラム Linkaqua(リンクアクア)・アウトドアプログラム+Active (+アクティブ) となります。 【指定管理受託事業部】 地域の利用者様の健康づくりと Q.O.L. (Quality of Life) の向上を目的とし、自治体様の施設を有効活用する施設運営を展開。

事業内容	公共・民間スポーツ関連施設の運営管理 公共・民間野外活動関連施設の運営管理 幼少年・高齢者・アスリートのスポーツの指導業務全般 障がい児通所支援事業所の運営 スポーツ関連商品の販売
その他特記 事項	特になし

○宝塚市立温泉利用施設条例（抜粋）

平成 16 年 3 月 29 日
条例第 2 号

（指定管理者の指定）

第 14 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に温泉利用施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、温泉利用施設の管理を行わせるに最適な法人等を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

- (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、温泉利用施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 温泉利用施設の管理を安定して行う能力を有していること。